

## 議会のICT化に伴う対応について

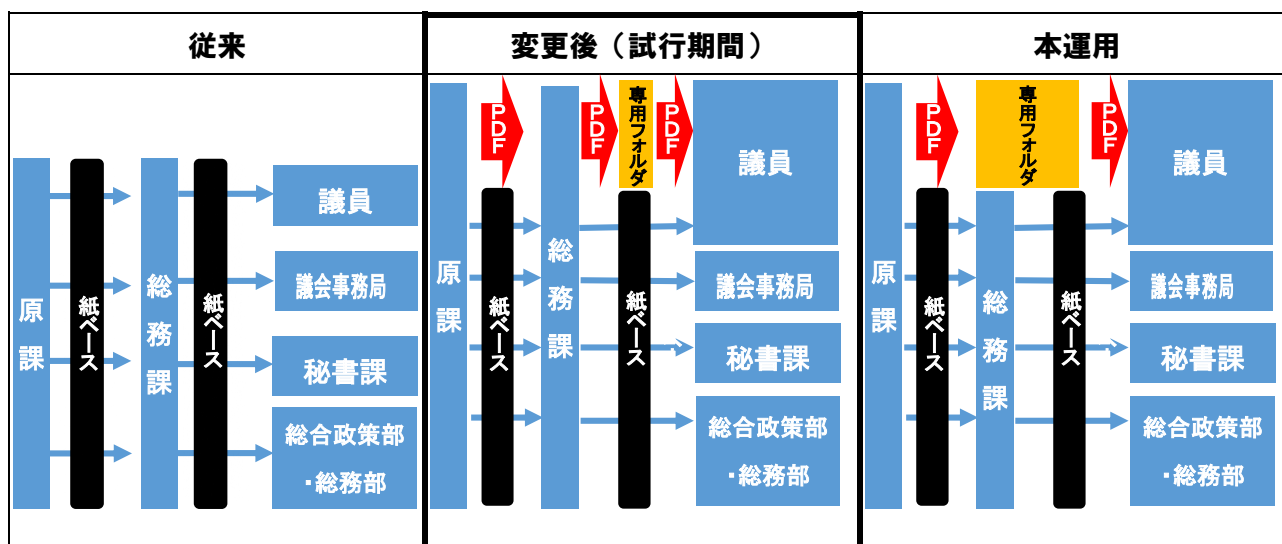
現在、草津市議会においては、議会活動の能率化を目的とした、議会のICT化が図られており、今年度各議員にタブレット端末が貸与され、今後、議員全員が議会専用のクラウド内で会議資料、各種計画、統計資料等を閲覧されることとなります。

これに伴いまして、執行部から議会への説明時に使用する資料等について、従来の紙ベースに加え、新たに電子データ（PDF）で提供するよう、議会から依頼がありました。

つきましては、今後の議会への説明時に使用する資料については、下記のとおりとしますので御留意ください。

### 1. 電子データ化(PDF形式)対象資料

正副議長説明、会派代表者会議、全員協議会、常任・特別委員会協議会、ポスティング資料の議会に提供する全ての資料  
(ただし、説明の後、回収するような非公開資料については対象外となります。)



※当面は試行期間とし、総務課経由で電子データを提出します。

※執行部の説明資料は従来通り紙ベースとなります。

### 2. 電子データによる資料提供の開始時期

平成30年9月10日以降の資料提供から

### 3. 電子データの作成・提出方法

紙ベースの資料を複合機でPDF化し提出。（紙とデータの相違によるミスを防ぐため、紙ベースの資料提出時に総務課複合機でPDF化）

※詳細については公開羅針盤で通知します。